古 代 0 戸

籍

 \exists 本古代戸 籍 0 源流をさぐる

久

武

綾

子

Ľ

は

れる。 わ が国 が国の戸 本稿では古代の戸籍や戸籍制度を通してみてみたいと思う。 の古代に 籍の制度は中 お いて中国文化がどのように受容され、 国から直移入されたものか、 不明であるとい 当 変容され 時 の朝 わ 鮮

古代の戸 から抄出、 (較検討することによって、 本稿は 本 著で古代戸籍に 稿ではそれに 鮮、 籍について、 「戸籍時報」に連載中の平田耿二氏の厖大な"古代の戸籍 日本の戸籍や戸籍制度について、 要約し、本報告の紙幅が許される範囲で私なりにまとめ、 0 0 いての考察の便をはかるため古代に 解説するものである。 いて述べ その流れを探ってみたいと思う。 た面については再掲しな その歴史や内容を調べ、 なお、これまでの拙 おける中 稿

る。

、頭税が国家財政の基盤であった唐末までの古代におい 広大な領土に常に億を超す世界最大の人口を擁してきた中国 -央集権的官僚機構によっ て常に整備しつづけてきた。 比べ 価するも

代

玉

中国戸籍の源流

ある。

は 度

が、

4 エ ジ

プト 中

やメソポタミア文明に

ると驚嘆に

というのである。いる。すなわち、い という一 の戸籍制度として恒常的に作成されたとは考えられない、というのである。しかし、周代のものは残っておらず、戸 有能な政治家)の制定と伝えられる『周礼』である。 『周 戸 1 籍 が中国に古くから存在したことを伝えて 種の戸籍が出てくるのが文献の上で最も古いものとされて 生まれて歯が生え揃った男女を「版」に登録した いるの 乱に が公定 公 われ 周

し、

連載中。

その構成については本稿の終りに掲げる。

"古代の戸籍』

は

本稿執筆時の平成

车

八月現在、

(天)

報二六八頁に及び

戸

それ 籍制

戦国・秦代の戸窓

史上、 ある。 査を実施し、 文献に現れた戸籍の語の初見である。 は、 <u>二</u> 戸 各種の統計を作ったが、その基礎となっ 巻六の始皇本紀巻末の「秦記」に 伍)という記事を載せているが、これ、籍を為り、 五軒組(相互検察の隣保) 戦国列强は 献公一 たのが戸 競って国勢 が中 前 籍 玉

そこには秦の戸口(家族)把握と資産登録の内室が己生に棺から発見された竹簡のなかに、爰書(訴訟文書)が含まれて九七五年、湖北省江陵地区にある雲夢県睡虎地の十一一九七五年、湖北省江陵地区にある雲夢県睡虎地の十一 かる。 られていた。 (8)を兼ねた総合的な民政の基本台帳として機能しはじめているのがわ ことから戸籍が単なる戸口調査台帳から、 年齢ではなく、 の台帳である「計帳」に分化し、この二つの原簿にもとづいて種々 0) 付属台帳が作成されるようになる。このような人民掌握は県・里 いう行政組織を通じて実現されたが、そこには厳し ほ 順であり、 の爰書の書式によって秦の戸籍の戸口排列が戸主・妻・子・ かの爰書によると、 子は男→女の順ではなく年齢順で、 **身長**によって大・小に区分していたことがわかる。 」は男→女の順ではなく**年齢順**で、その年齢は実際の 戸籍は戸口と土地の台帳としての 男子の逃亡には詳し 把握と資産登録の内容が記されている。 (訴訟文書) が含まれ 租税台帳や資産調査台帳 い注記がなされ、 戸 籍 い罰則が設け 号秦墓の ており、 租税 その

の自己申告制が始まり、人と土地の台帳という戸籍の基本的性格が録がはじめて義務づけられ、また始皇三一年(前二一六)には土地秦で戸籍が作られるようになってから百数十年の後、男子の年齢登の記事によると、「はじめて、戸籍に男子の年を記載させた」とあり、なお『史記』の始皇本紀に記されている始皇十六年(前二四〇)

出揃った。

b) 漢代の戸籍

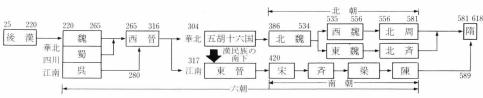
漢の戸籍制度では、毎年八月、人民を一人残らず県城に召集して で、貨幣による財産税収取のために各人の資産評価が行われ、そ のため付属帳簿群の作成が不可欠となり戸籍は純粋に名籍として作 代で、貨幣による財産税収取のために各人の資産評価が行われ、そ のため付属帳簿群の作成が不可欠となり戸籍は純粋に名籍として作 のため付属帳簿が整えられた。漢代は銭貨の流通の最も発達した時 のため付属帳簿群の作成が不可欠となり戸籍は純粋に名籍として作 がされた。その頃から紙が利用され始めたが一般にはまだ簡牘が用 成された。その頃から紙が利用され始めたが一般にはまだ簡牘が用 がされた。その頃から紙が利用され始めたが一般にはまだ簡牘が用 がされた。その頃から紙が利用され始めたが一般にはまだ簡牘が用 がされた。その頃から紙が利用され始めたが一般にはまだ簡牘が用

ていた。これら前漢出土の竹簡によると、の簡牘(竹・木の木簡)の中に戸籍から作り に固められた。民の掌握を強力に実現し、 別なく年齢順に記載されてい 籍制度は、 秦のそれを継承し、 北省江陵県鳳凰山十号漢墓から発掘され の中に戸籍から作成した付属 古代中国の人民支配の基礎は前漢の時代 た。 さらに資産の登録 戸口記載を主とし 子列の記載 価 た前漢時 報順位は の実施等、 帳簿も含まれ 代の 男女 た 戸

3、古代戸籍制度の変質

理 の西涼が含まれる、これら古代中国史は復雑なので図ーが興亡したのでこの時代を五胡十六国時代というがこ 族が東晋を建てる。後漢末以来が滅され西晋が建てられるが、 0 晋が滅びると漢民族は江南に逃れ、 南 解 一二〇年、後漢の滅亡後、 朝ができる。 の便をは かりた 南朝と北朝が対立した約 後漢末以来、 図 1 中、 その西晋も滅され江南に 蜀。 北方の異民族は十六の短命 以後、 北魏以後の王朝を北朝という。 呉 の三国 江南には宋・ 一五〇年を南北朝時 [時代が始まっ T 1 ・斉・梁・陣 ・斉・梁・陣 0 た晋 を掲げ、 中に後述 な国家 たが

図-1 古代中国史(後漢~隋)



「戸籍時報」350号 30頁 出所

魏

戸

籍

(a)

魏

晋

南朝

国

六

朝

の

日

にするし 行するようになったが、当時の戸籍はがり、偽籍による士族身分の獲得が横 から 社会全体に徹底させるように 有 存しない のため士族と庶民との身分格差が広 の時代になると豪族は 身分制による貴族階級 かい なのい記で、 一献に 当時の戸 よって明らか 大土 になった。 地を所 籍は

(a) 漢民族 の変質を概観しよう。朝時代、の三つに分けて古代戸 五胡十 方民族の 度は変容していく。 六国時代 の魏 進出によって混乱した華北 晋・南朝の時 (c)華北に展開 そこで、 籍制度 した北 (b) 0 北

北朝の分裂時代を迎え、 のように漢帝国の滅亡後、

古代戸

籍制 晋

魏

王

朝

江

南で

は

玉

時

代の呉以

0

が交替したので六朝とい

50 来六

以

ろい う。3るか ○東晋 を用 本 から、 籍 いて 南 黄籍す たことが なわ わ 5 か る。 3 庶 民 の籍 西晋でも士籍にはすでに から 木簡を用 い た戸 籍の 紙

最 を用

後

で

あ

7

に関係する秦文に関係する秦文 なっ 祖父からの任官記事が どの注記がなされるように えられるようになっ る。 されて以来、 っ付た単が ①紙が に居住 注記され、 ④戸籍は三年に一 れたらしいので黄籍という)とし、 般に使われるようになり、 人民の民籍は防虫効果のある黄蘗で染め する正式の戸 (上申書) をみると、 (白籍という) その籍注が身分特 た。 重要な記載事項とされ、 うになった。 ③ 出の継目に、 籍は 度作られるようになっ はすべて黄籍 よう定められ 3) ±: 次のようなことが明 権 戸籍に朱筆の書き込み 戸 族 籍名 0 の籍では、 根 (後漢に なった。仏拠とされ 戸籍にその 華北からの (行政上の 東晋・南朝の お **父** た紙を用 い T る 時 南遷 祖 所 5 紙 ょ の詔 父 属 か から 5 から Ł 者 1, ts 曾 0 加 ts る 籍

こと逐物語り、南朝では数十年七一二巻を完成させているが、 わる。 となるので、 ろが多く、 検籍などに使用され 東晋・南朝になると租税は戸調という戸 ۲ 身分台帳としての性格が押し出されて古代戸 のようなことは、 すなわち東晋では太元年間 唐制 戸 籍 への の機能が漢代の人頭税による個別人身支配)連続制が研究者によって指摘されていい、いずれも現存する唐代の戸籍に共通 T 数十年 たことは、 から これは貴 (三七六~三九六) 百年 身分制を強く意識した時 族制 • 二百年 を単位とする課 の発展が 一前の 籍制度がかなり変 籍に共通するとこ に士族 頂 籍 る。 が保存さ 達した の系譜 が後退 が主 代

このように身分を公的に証明するものとして戸籍 が支配権力に 重

西 晋

写材料として三〇 0 札 民 玉 を用 法に当たる晋令の規定に 0 諸テロ センチ弱の木札 П とあり、 ロの黄籍は、 戸籍 皆 よる 0 書 尺

> あ n

ることを示唆する。

敦煌郡敦煌県西宕郷高昌里戸籍 2

息男嬰年十七 唐妻年卅

小 T

男 男

敦煌郡敦煌縣西宕郷高昌里大府吏隨嵩年

建

初

+

年

Œ

月 羽 П

居 趙 凡

媚男弟興年一 受女妹媚年六 **嬰男弟受年十** 敦煌郡敦煌縣西宕郷高昌里兵呂徳年卅五 敦煌郡敦煌縣西宕郷高昌里散呂沾年五十六 元男弟騰年七本名臘 息男元年十七 妻趙年卅三 女妹華年一 前 建 欠 初 + 年

居 凡 女 趙 П 羽 鴠

小 男 \Box

男

IE. 月 籍

Ŧi.

籍 塢 出所 「戸籍時報」351号

女

口

田 耿 氏

線

図-3 居廷広地南部候長見官兵釜 磑月言簿

三年)

政 漠の永元五(九 (木簡帳簿)

1、七月上海大 大のおかな一次者、八人収を一次三方 石書 新報報報的は 時報期 野椒の変 力司海達 養育 次一方、女子の 元句思言科村

305頁)

出所(池田温『中国古代籍帳研究』

替えることであった。 位や士の身分を書き は戸籍に注記する爵 となった。 その実態

十六国の戸籍

五胡十六国の時代

統治の貫徹をはかろうとした。それにもかかわらず、各国は人民支配の原簿である戸籍を作成して 権が不安定で相つぐ戦乱によって国家が長期存立しなかったが、(語)

が、そのころの戸籍の原本が発見されており、ある程度その内容・十六国の時代の戸籍制度がどうであったか正史では確認できな、、 ラバラになった文書)をいい、現在、 見された西涼の建初十二年 最古の現存する戸籍として著名なスタイン探検隊によって敦煌で発 類推することができる。その戸籍原本というのは、紙に書かれた中国 (四一六) 大英博物館に所蔵されている。 の戸籍断簡 ある程度その内容を (切り離されてバ い

西涼戸籍は、

〇西涼戸籍

姉皇年七十四附籍 壽妻趙年廿五 息男壽年廿四 妻曹年五十

建

初

+

年 居

正 趙 凡 女

月

籍 塢 Ŧī.

羽 П П 男

日本でも中国古代史の学者が論文を発表しているが、次に西涼籍をによって紹介されて以来、世界の学者の注目するところとなった。 掲げる。 西涼籍を見ると、 一九一五年にライオネル・ジャイルズ(Lionel Giles) 戸口の続柄表記は、

関係を記載している。 それは、 西晋以前 前の行に書かれた家族との の庶民の戸 籍が木簡によっ

四

視されたということ

の作

図-4 西魏(北朝)大統13年(547)計帳(=戸籍)

段廿畝正 主劉文成己丑生年参拾究 息男子可乙卯生年拾参 妻任舎女甲午生年参拾肆 息男黄口甲子生年肆 息男子侯辛酉生年柒 息女黄口水亥生年件 息男子義 前 舍東二歩 丁巳生年拾壹 右件二段回围文成分 應受田六十六畝 一 計受田口 計租四 計麻一 東至舍 計布 東至侯老生 蘯寇將軍 兀 西北至渠 卅六畝巳受 丁男 石五斗折輸草 凡口七不課 西至舎 五斗輸租 課戸上 集 南至日醜奴 世畝正 計 五畝 部 口五不税 薗 臺資権稅令課 二分未足 口一小女年五 一丁男 口二小年七巳下 出所 「戸籍時報」352号 35 頁 よ

う だ¹⁹戸 ・ 籍 れる。

なお西涼戸籍は、

籍を当代の一般民籍と簡単に同一視することはできない

敦煌という辺境の地における籍であるので、

した木簡の家族調書

四頁に図

-3を掲げておいた。

四頁図

―2でみられるように西涼の戸籍に木簡戸籍

の記載書式が

れる。木簡戸籍が外見上、どういうものであったか、参考のために直前の札との関係を記載しておくことが必要であったと考えらいて並べ変えたりするとき原型に復しやすいように木簡一枚一枚にいて並べ変えたりするとき原型に復しやすいように木簡一枚一枚に

れ紐が切れてバラバラになったり、

順序が違っていた場合に紐を解

口の名籍を紐で連結して作ら

て作成されていたが、

木簡戸籍が各戸

した木簡の家族調書(これを手実という)を地方官衙で改めて紙にそのまま適用されているということは、各戸が木の札に書いて提出

なお西涼戸籍の原本写真をみると、

い

この推測は充分成立するとい

度となった。
支配体制の母胎となったものであり、 密接な関連をもつ制度であった。 た。北魏では均田制と*三長制をしいたが、いずれも戸籍制度と五胡十六国時代の乱世の後、四三九年には北魏が華北平原を統一 (c) 北朝の戸 この二つの制度は、 古代中国史上、

*三長制……五家ごとに隣長、 ごとに党長を置く制度であり、 五隣(二五家) ごとに里長、 定戸数の均質な行政単位を設 五里 (一二五家

特筆すべき制 隋・唐の国家

地方行政制度は、 0 声 数単位に長を任命して人民支配を貫徹しようとした北朝の 北方遊牧民の組織原理を周代以来の漢族の行政制

五

度と結合させたものであり、 中 玉 史上、 きわめて特異な制 度である。

西魏の計 帳様文書

は戸籍であることがほぼ確定している。によって西魏朝の大統十三年(五四七) なり、約七○○行の記載事項のある本文書は、山 うのは戸籍によって作成した租税徴収の台帳であり、戸籍の作成さ のと考えてよい公文書である。全長六メートル余、計十七紙よりない年には最近の戸籍の役割を果たすので実質的には戸籍と同じ 文書といわれるもので、 4として掲げた。 朝時代の戸籍は、敦煌文書の 厳密にいえば戸籍ではないが、 なかから発見され 前頁にその一部の釈文を図 の敦煌地方の計帳、 本達郎氏らの研究 た。それは計帳 計帳とい もしく

筆であるが、AとBの間には内容的に密接な関連があるようである。 たがって、 ことを示している。 なっており、 ていることがわかるがこのAとBについては諸説ある。 るであろうが、 本文書は、 隋・唐よりも古い中国の制度がすでに日本に導入されているこであろうが、現実の制度の運用という面から検討していく 別の戸口記載の様式は、 現存する日本の古代戸籍に、この形式が受けつがれている。 このことによっても示唆され 唐の国制に求めるというのは、 日本律令の編目の構成から日本古代の律令制国家の祖形 内容によって戸別記載(A)と集計記載 隋・唐の完成した戸籍記載様式の直接の祖形であった 図-4をみると、 現存する唐代の戸籍によく似た書式と 法律の編纂論としては成立す 戸口記載 A (B) からな の下方余白 A と B は 異

4 の二行目の"課戸上"というこは、 各戸 の資産に ょ

> 代戸籍の源流を探る上で、北朝の等戸制は大変参考になる資料であ貧富によって戸を三等に分ける等戸制が実施されており、日本の古 て上・中・下に区分し、 いるのを示す。 わが国でも大化改新の後の天武四年(六七五)に、 累進課税の基準にするという戸 等制2 が敷

れるといわれる。籍制度の影響を強く受けていることを暗示しているように思わ とって付けた名前がきわめて多く、 の戸籍には記されていないから北朝戸籍の特色といってよいであろ 戸口の年齢表記に、それぞれ干支を明記(38) 日本の古代戸籍に記された人名に、生まれ年の干支の一つを 日本古代の戸籍制度が北朝の戸 しているが、 これは

落において戸口はもとより牛から田畠まで登載して、 戸口の続柄表記は一行 二 口 (一人) とし、 それぞれ 戸等によって 戸主との 統柄

○東魏と化至うするとして現れる。
○東魏と化至うするの名称として現れる。 書』巻二三蘇綽伝)「籍」「簿」というのは、 る法律を習得するよう命じたと伝えられるのが初見であるが 文献上、 計帳は、 西魏の蘇綽が時の官僚たちに計帳と戸 秦漢以来用いられてき 籍に

かる。(②)かるであり、まべての丁男を課役に徴発する組織ができ上っていたことがし、すべての丁男を課役に徴発する組織ができ上っていたことが

租を累進課税するとともに丁男、

丁妻を主対象に均等の公課を賦

、魏と北斉は、 北魏とともに隋 唐の諸制度 0 直接の祖形とな

なっ 以上の逃戸 大規模な戸 して実施されるようになると、 の末期に戸 四 で りながら、 、を検括した。戸籍が重視され、計帳によって賦課が徹には戸籍制度が浸透していた山東・河北地域で六〇万 殆んど明らかにされていない。飢饉と内である。 「戸籍や計帳が残存してないため 籍制度が乱れたため、 籍の再編 強化を行い 偽籍もまた頻繁に行わ (これを括戸という) 武定年間 その後をうけた東 魏 乱に 戸 れるように よっ 斉朝で 度 て北 0 具

、古代戸籍制度の完

隋代の戸籍制度

(a)

の強化に成功した。しかし大土木事業や遠征と重税に悩まされた民や試験によって広く人材を求める科挙の制を実施するなど国家権力 を実施するとともに租・庸・調制 南北に分裂していた中国を統一 地で反乱をおこし六一八年、 0 外戚からでた隋の文帝は、 Ļ 統一後三〇年たたずに隋は滅 (租税制) 南 地所有を制 朝 と府兵制 0 陳を 倒 (徴兵制 限する均 L て 五八

きない。 制度も隋代にほぼ このように隋はあえなく姿を消し 基本は その後唐律令に受け継がれて すら 現存せず、 完成したものと思われるが律令 戸 籍 制度の内容明らかにすることはで たが、 いくので、 開 皇律令に定めら 0 中国古代 逸され 分的に の戸 れた国 籍

唐代の戸籍制度

六一八年、 制が $\frac{-}{\iota}$ たてら 律令体制を完備した。 唐は 隋を倒 租 庸 て長安を都とした。 調 田制は北魏以 雜 徭 0 制が 来の 定めら 均田 目 0 太宗が ならっ 中

、以前の時代にくらべてはるかに詳しい研究がなされているといの遺存も殆んどがこの唐代に限られているため唐代の戸籍の研究現存する古代戸籍の大部分は唐代のものであり、戸籍制度関係法

ので、 令の比 次に唐代の戸籍制度を要約しておく。代史研究に重大な貢献をしているが、 唐令復原が仁井田陞氏によって達れて今日に伝えられているため、 奈良、 知られているに過ぎない。 形では残っておらず、 し、唐代に数次にわたって編纂施行された令・格・式はまとまったの書式や施行細則)は「戸部式」「計帳式」に規定されていた。しか その後、 『養老律令』と日本政府の律令解説書である『今義解』が知られているに過ぎない。幸い、唐律令を体系的に継受し 戸 日 平安時代の明法博士(法律学者)たちによる日本律令と唐律それらは唐の戸籍法を知るよりどころとなっている。さらに1本が意識的に改訂した個所は全体的にみるときわめて少ない 「較研究の書である『今 する基本法規は によって隨時改訂が加えられ、 氏によって達成され、 戸令の逸文と、いくつかの戸籍に関 律 令 これら日本律令書による画 0 その (九世紀後半の成立)が編纂さ 戸 令 後の復原造加も入れ その著 百『唐令へ 関係細 定され た日本の でする格が 則 残ってお 7 期的 お 二は唐 n 29 て、

(1)手実と手実計帳

復原される。 とめた「手実計帳」 られる戸別の「手実」 籍は三年ごとに作成されるが、 ことは分かっていない である。 調査書)と、 唐令の計帳に関する条文は その基礎資料となるの が その手実を行政区ごとにま 関 係 史 料 から 次 存が少な から ょ 毎 らった 年造

正は毎年はじめに戸主みずから作成した戸口と田宅を申告した

が代筆したものと思われる。ての庶民が字を書けたとは到底考えられず、大なり小なり地方役人 た手実をそのまま転写したことを物語っており、そのが各手実に書式や用字の統一性が認められないため、 は各戸が提出した手実を地方官の判断を入れずに忠実に転写する定 であったことが推定できよう。しかし、古代中国において、 のうち載初元年(六九〇) から発見されたもの一種が現存している。現存の吐魯番の手実計る。手実は吐魯番のアスターナ古墳から発掘されたもの二種と敦 . 三年分の手実計帳によって新戸籍 おいて浄書する。 のものは十一戸分が貼り継がれ が そのことから郷帳 戸主の提出し ともよば を作 ている すべ

戸籍の書式と記載事項

最も大きなのは、公課に関する記事が次第に簡略化され、天宝(七ると、年代や地域によって違いがあるようで、年代的変化のなかで戸口・公課・田地の順に記載されている。ただ、細かく検討してみ戸籍の書式は、西魏の戸籍(図―4)と基本的には同じであり、

籍帳以外の帳簿が整備されたことを示している。。四〇年代)以後は消滅したことである。それは税を徴収するた

にみられるが、唐の天宝六年(七四七)以降のものは、日本の古代る成人男子の人数の確認である。なお、唐代の戸籍が敦煌戸籍残簡廃疾・篤疾の三つに分けて認定する。丁中とは戸内の租税を負担す 実検で年齢を確認するのである。三疾とは身体障害の度合で、残疾・○・九○歳から支給される待丁(介助人)の人数が変わるため、首九歳は六○歳で老の年齢に入るため、七九歳・八七歳はそれぞれ八 三疾・丁中である。 するための準備として、 の年齢に達した者をいい、 定させようとする人民側と県側との激しい 行われた。累進課税のため戸の等級を設定したので、 (六三五)に上上から下下までの九等戸 籍より年代が後なので掲載は省く。 県令(県の長官)による貌定 唐代の戸等制は、まず上・中・下の三等戸が設定され、 五九とは一九・四九・五九・七九・八九の五 四九歳は五○歳から負担が変わるため、五 五九のうち、一九歳は二一歳で丁に編入 (首実検) 七九歳・八七歳はそれぞれ八 に改められて以 の対象となるのは、 かけひきが展開され 戸等を低く認 後唐末まで 五九。

、古代朝鮮の戸籍制度

内容をある程度知ることができる。この統一新羅(三国時代の一国院に八世紀半ばの統一新羅の民政文書の断片が残っており、制度のある。しかし、古代朝鮮の戸籍制度に関しては、日本の東大寺正倉が多いといわなければならない。したがって古代朝ため不明の部分が多いといわなければならない。したがって古代朝ため不明の部分が多いといわなければならない。したがって古代朝ため不明の部分が多いといわなければならない。したがって古代朝ため不明の部分が多いといわなければならない。したがって古代朝鮮にいつどのようにして国家が生まれ、人民をいかに支配古代朝鮮にいつどのようにして国家が生まれ、人民をいかに支配

て、 の基礎資料として作成されたものであるというのである。なる村落の概況に関する調査報告書であり、国家の一般的 録帳簿) なる。それによると本文書は、従来考えられてきたような大帳様文 T で あっ 下された結論が日本の朝鮮史学界の最新の研究成果ということに (租税台帳である計帳を州・郡・県という行政単位で集計した目 本稿では統 た時 でもなければ計帳を作成するための基礎資料でもなく、 期と区 新羅文書については紹介にとどめこれ以上論及し |別してこう呼ぶ) の民政文書は、 国家の一般的政策立案 浜中昇氏 したがっ よっ 単

、日本古代戸籍の源流

かのぼって考察をすめるというのが基本的な方法である。
献史料(主に『日本書紀』)に足場をおいて、そこから逆に年代をさない。したがって大化前代の歴史は、大化改新以後の一応確かな文ない。したがって大化前代の歴史は、大化改新以後の一応確かな文は、文字文化をもたなかったため、そのほとんどがわかっていた文字文化をもたなかったため、そのほとんどがわかっていた、強力な大和国家をきずいた時代であるが、大和政権は発達統一し、強力な大和国家をきずいた時代であるが、大和政権が全国を

① 大化前代に戸籍は作成されたか…。

ある程度推測することができる。年代順にあげてみると、 れたか、それは『日本書紀』の欽明天皇紀に記されている記事からる。それでは、いつ、どのような地域を対象として戸籍がはじめら間違いないから、大化以前に戸籍が作成されていたことが認められ単位とする村落の編成が一部の地方ですでに実施されていたことは単戸の史料(改新の詔の第四条)によると、大化前代に三○戸を

揃って朝貢してきた。このとき帰化した秦人・漢人を国内の国郡に①欽明元年八月条…この月、高麗・百済・新羅・任那の四カ国が

これは「戸籍」の語を用いた最も古い記事である。 大蔵掾秦大津父をもって、その伴 造 (統率者)に指名した。 大蔵掾秦大津父をもって、その伴 造 (統率者)に指名した。 安置し、「戸籍」に編貫した。秦人の戸数は総計七〇五三戸におよび

した。
②欽明天皇十六年七月四日条…蘇我大臣稲目宿袮・穂積磐弓臣らの広い地域にわたって散在するミヤケを総称して「白猪屯倉」とを遺わして*吉備の五つの郡(県)に直轄領であるミヤケを置き、こを遺わして*吉備の五つの郡(県)に直轄領であるミヤケを置き、ことが、

*吉備というのは、後の備前・備中・美作を含む地域

※のでは、1977年 1977年 1977年 1977年 1978年 1978年

示す。
そのであり、戸籍による徭役の徴発がこの頃から始められたのをものであり、戸籍による徭役の徴発がこの頃から始められたのをこれは戸籍に編貫された渡来人をミヤケの田部に徴発したという

④欽明三十年正月一日条…吉備の五郡に白猪屯倉を設置し、ミヤケを耕やす丁(農夫)をさしだす田部(農家)の村を指定して久しい。しかし、白猪屯倉が設置されたころはまだ幼少であったため田い。しかし、白猪屯倉が設置されたころはまだ幼少であったため田い。しかし、白猪屯倉が設置されたころはまだ幼少であったため田い。しかし、白猪屯倉が設置されたころはまだ幼少であったため田い。しかし、白猪屯倉が設置されたころはまだ幼少であったため田い。しかし、白猪屯倉が設置されたころはまだ幼少であったため田い。しかし、白猪屯倉が設置されたころはまだ幼少であったといえる。

これから丁となる男子の名もあわせて記載する戸籍を作成させた。
これから丁となる男子の名もあわせて記載する戸籍を作成させた。
これから丁となる男子の名もあわせて記載する戸籍を作成させた。
これたよると、欽明三十年正月一日条…吉備の五郡に白猪屯倉を設置し、ミヤクを耕やす丁(農夫)をさしたす田部(農家)の村を指定して久した。

② 丁籍とはどのような戸籍だったか。

(a)丁籍の古訓と木簡戸籍の存在

るものをすべて「籍」というなり。(戸籍)は、古は「版」を以てし、

今は黄紙を以てす。 としている。

簡札に書す

みてみると、 紀半ばの『日 本書紀 0 戸 籍」という漢語の古訓を年

順

○孝徳天皇大化元年 ○欽明天皇三○年〈五七○〉に「丁籍」ョホロの ◎欽明天皇三○年 ○欽明天皇三年 ○欽明天皇元年 敏達天皇三年 顯宗天皇元年 〈五七四〉に 〈五四三〉 〈五四〇〉 〈四八五〉 〈五七〇〉 〈六四五〉に「戸籍」 ヘノフミタ に K K に「籍」ナノフミ 「名籍」ナノフミタ 「籍」をフミ 「戸籍」 「籍帳」 をヘノフミ をヘノフミ フミタ

初の百科事典)によると、 そこでフミタとは何か、 天智天皇天智元年 〈六六二〉「策」フミタ 簡〈不美太〉。和名簡札に同じ。民戸の書『倭名類聚抄』〈一○世紀半ばのわが国最 後~~ 一一頁 る

継

中国で紙が作られていたことが明らかにされている。紙の製法が日のシルクロード文物調査によると、紀元前二〇二~一五七年ころに るとされている。したがって、紙が本に伝わったのは推古天皇十八年 紙は、 が国の行政帳簿の先駆けであり、 一〇五年に後漢の蔡倫が作ったことになっていたが、 間違いなく木簡による戸籍であり、しかもそれはしたがって、紙が存在しない大和朝廷の時代に作 丁籍の作成が畿内地方などにおいても行われて (六一〇) に高句麗の僧曇徴によ その分量も前述の吉備の白猪屯 近

んでい タと訓 き〇印 をフミ

図-5

出所「戸籍時報」372号 28頁

かれた書といえば戸籍であるという認識が大化改新後もずいれば数十万におよぶ厖大なものであったはずであるから、 がれていたのは当然であろう。 れば数十万におよぶ厖大なものであったはずであるから、 札に

とになろう。 このようにみてくると『日本書紀』 籍は簡札に書かれた「木簡」 (b) 木簡について そこで次に木簡そのものについて解説しておこう。 であっ たことは間違いないというこの古訓によって、わが国初の

まだ一例も見つかっていない。を「木簡」と呼ぶことにしたのである。 り、乾燥させたものに墨書したものであった。木片に墨書したもの を節ごとに切断して幅を狭く裂き青竹の水気をとるために火あぶ は「牘」「牒」というのが正しいが、簡の字の平易さから木製のもの もともと「簡」 は字形からもわかるように竹簡のことをさし、 なお、 日本では竹製の簡は

聚抄』の解説が生まれたのだろう。 によって作成していた時代があり、それが語り伝えられて『倭名類

発見されていない。しかし、奈良時代より前に、 よって作成された文書は多岐にわたっているが、

かつて戸籍を木簡 木簡戸籍は一つも 奈良時代に木簡に

中国の木簡

用 センチである。西晋では戸籍用の簡札は一尺二寸(三〇センチ)を簡の標準的な規格は長さ二三センチ、幅一センチ、厚さ〇・二~〇・三 いるよう定めている。
ンチである。西晋では戸籍用の簡札は一尺二寸 中国では木(竹)簡が一九〇一年から発見されているが 玉

大羆児阿屋売緑女

図-**-** 6 美 濃 国 戸

上政戸国造族石足戸ロ十三兵士二 小子二 御野国味蜂間郡春部里太宝二年戸(美濃)(安八) 緑児

○

御野国味蜂間郡春部里戸籍

大宝

次大羆年廿 戸主甥奈世麻呂小子 戸主弟高嶋年廿七 下 ~ 戸主石足兵士 次広国年十九 嫡子八十麻呂每二 戸主兄国足年卅四

主母国造族麻奈売年卅七 戸主妻国造族志邪多女年卅一 次友乎年十八

戸主弟久留麻呂正丁

嫡子安倍年六

大日本古文書 巻之一 一頁 活字は 当用漢字

ろう。

ある。 象形文字である。冊は通常前頁の写真の左のように巻いておくのでこれを「冊」または「策」といい、冊の字形は木簡を繁ぎ合わせた る場合には、簡を細い麻縄などで綴り合わせて繁ぐ方法がとられる。 帳簿などのように多くの文字を連続して記載する必要が あ

(d) 1

で記載されていることがわかる。大宝二年 ものであるに違いない。それは現存する大宝二年 それは多数の人名を書きあげた名簿であるから冊の形をとった 96に美濃国戸籍の一つを例示したが、 (正倉院文書) によっても証明することができるからである。 前述の白猪屯倉で作成された丁籍はどんな籍であったろう (七〇二)美濃国の戸籍 それによると一行三口 (七〇二) の美濃

> るのに、なぜ一行三口で記載されているのであろうか…。 後、二十年たって作られた庚寅年籍の書式を伝世しているといわれの戸籍法によったもので、わが国初の全国的戸籍である庚午年籍の は、 のではなく、 美濃国の戸籍は、 ではなく、旧法である飛鳥浄御原令(法文は亡失されている)前年の七〇一年に施行の大宝令の新戸籍法によって作成された 後述の西海道や下総国の戸籍が一行一口であ

思われ、 切って三段に別けて書くことになっていたのである。 合わせたときに字が見えなくなるのを防ぐために綴り合わせの個所 にならって一行三口の人名を三段に区切って記すことにしたのであ を空けてあるのがわかる。 中国簡は、一つ一つの簡が紐で綴り合わせてあり、 そこで、 このことはわが国の丁籍を冊として成巻する際も同様であっ 丁籍の作成にあたった帰化人の船史膽津らは、 四頁の図―3と、一〇頁の図―5を見てみよう。 そのため木簡の一行は一定の長さで区 各簡は紐で綴り 大陸の様式 すると、

冊に その謎を解き明かすことができるのである。よる戸籍の作成が大化前代から行われていたとみることによって、 採用されたものと思われる。 ついては、 0 は、 ところで紙に書かれた美濃国戸籍が三段にわけて人名を記載し 編成されていたため、その名残りとして記載様式が紙の戸籍に 大化改新後もしばらく民戸の戸籍が木簡によって作成され、 これまでその理由が分からないとされていたが、木簡ににものと思われる。美濃国の戸籍の一行三口という様式に

に送り、 ここで戸籍ではないが木簡を編纂した冊が奈長時代の日本に存在 ていたことは 大将軍阿曇比邏夫が一七○艘を率いて百済王豊璋らを百済国 その王位就任式に参列した際、 『日本書紀』 天智天皇元年五月条にみられる。 天智天皇が鬼室福信に金泥 すな

(一○頁 上段 一○行目の条)で書いた「策」(冊)を贈った記事によって裏づけされる

四、わが国の古代戸籍制度

、大化改新と戸籍制度

大化改新の詔によって、わが国ではじめて統一的な戸籍制度が制大化改新の詔によって、わが国ではじめて統一的な戸籍制度の内容は不明い。したがって大化改新のときに定められた戸籍制度の内容は不明というほかないが関連する改新の詔の条文やその後、出された法令というほかないが関連する改新の詔の条文やその後、出された法令というほかないが関連する改新の詔の条文やその後、出された法令というほかないが関連する改新の詔の条文やその後、出された法令というほかのような内容の戸籍制度であったか、類推すると次のなどから、どのような内容の戸籍制度であったか、類推すると次のなどから、どのような内容の戸籍制度であったか、類推すると次のなどから、どのような内容の戸籍制度であったか、類推すると次のようになが、というに対している。

様式がそのまま踏襲された。〇六世紀半ば以降、吉備の白猪屯倉で作成された木簡による戸籍の

○戸籍は戸口全員を記載するのではなく、白猪屯倉の丁籍の様式を

○戸籍は戸口全員を記載するのではなく、白猪屯倉の丁籍の様式を

の二通りの戸数からなる戸籍が並存した。

大化前代以来の三〇戸と、

改新の詔であらたに定められ

た五〇戸

ものと考えられる。 〇計帳(租税台帳)の制度がないため戸籍に税額などが記入された

4、 庚午年籍の成立

ある。画期的な意義をもつ造籍であったため、この戸籍は作成されする体制ができあがり、中央集権体制の確立に大きく寄与したのでれ、これによって国家を支える人民の戸の大部分を政府が直接把握天智天皇九年(六七○)には、全国一斉に同一規格の戸籍が造ら

庚 寅 年 籍

3

天武天皇没後(六八六)、その皇后、持続天皇は、すでに鋭意編纂 天武天皇没後(六八六)、その皇后、持続天皇は、すでに鋭意編纂 天武天皇没後(六八六)、その皇后、持続天皇は、すでに鋭意編纂 天武天皇没後(六八六)、その皇后、持続天皇は、すでに鋭意編纂 天武天皇没後(六八六)、その皇后、持続天皇は、すでに鋭意編纂 天武天皇没後(六八六)、その皇后、持続天皇は、すでに鋭意編纂 天武天皇没後(六八六)、その皇后、持続天皇は、すでに鋭意編纂 天武天皇没後(六八六)、その皇后、持続天皇は、すでに鋭意編纂 大武天皇没後(六八六)、その皇后、持続天皇は、すでに鋭意編纂 大武天皇没後(六八六)、その皇后、持続天皇は、すでに鋭意編纂 大武天皇没後(六八六)、

る相続法の適用など、厳密な人民の掌握が要請された。また、このる相続法の適用など、厳密な人民の掌握が要請された。また、このでであり、わが国初の本格的な記念すべき戸籍であったため、作成の年あり、わが国初の本格的な記念すべき戸籍であったため、作成の年の下支をとって「庚寅年籍」と命名された。行政に関する詳細な規定をもつ飛鳥浄御原令に応えるこの戸籍は、年齢・性別・健康状態による税負担能力の決定、妻帯の有無、戸内の血族関係の記入によって新たに実施されることになった班田のための台帳を兼ねた戸籍でる相続法の適用など、厳密な人民の掌握が要請された。また、このる相続法の適用など、厳密な人民の掌握が要請された。また、このの干支をとって、対している。

継ぐことになったためである。が、永久保存などの情報を、その後六年ごとに造られる戸籍に書きが定めた八色 姓による姓の変化)を記載する重要な戸籍でもあった戸籍は庚午年籍以来の身分の変更(奴婢の所有者の移動や天武天皇

れるので、ここでは再掲しない。一一頁のそれを参照されたい。庚寅年籍の書式と記載内容は、前述の美濃国戸籍にみられるとさ

正倉院の現存の戸籍

らすでにわが国に導人されていたといえる。の記載様式は大化改新によって隋・唐の戸籍制度が導入される前か 西海道の戸籍について、 籍だけに見られるもので、 現存するわが国最古の戸籍は、 前·豊後) (北朝) 別の戸口 詳細にみると の計帳 の戸籍である。 同年作成の西海道(九州地方、 (家族) (=戸籍)に戸口記載個所や集計部が似 みてみると、 集計を行っているのは、中国では北朝の 隋・唐の戸 男女別、 美濃国戸籍については前述したので、 大宝二年 年齢区分(緑・小・少・正 図-7に示すように、それは 籍にはない。 (七〇二) 残っているのは筑前・ したがってこ の美濃 めている 阜

○人名に根麻呂・羊売など年まれ年の干支に因む名前を付けている。 ○人名に根麻呂・羊売など年まれ年の干支を必ず記載することになっていたことに影響を受けたものと考えられる。 ②人名に根麻呂・羊売など年まれ年の干支に因む名前を付けている

の戸籍を手本に、わが国初の本格的な戸籍を作成したのは、百済かた戸籍制度が中国北朝の影響を強く受けていることを示している。とれているということは、大和朝廷によって施行され以上のように、大化以前の中国北朝の戸籍記載様式が日本の古代以上のように、大化以前の中国北朝の戸籍記載様式が日本の古代

た。(て高いということになる。このことについては前述(九頁下段)(て高いということになる。このことについては前述(九頁下段)(第)渡来した漢系の王辰爾と同族の白猪史一族であった可能性がきわ

5、戸籍の作成と現在

L

a戸籍の作成

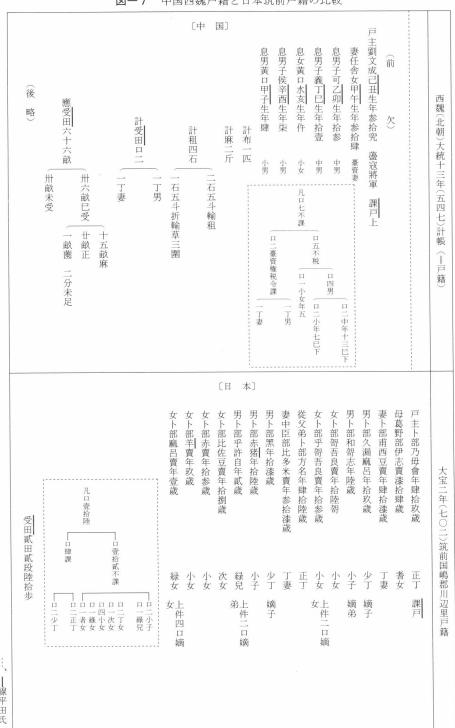
郡衙で作成した手実=計帳は国に送られ、国司の勘会(監査)をと思われる。と思われる。日本では庶民の識字率が低く、京(平城京や平安京)を除く殆ん

れている。 帳歴名」が中央に提出され、戸籍勘会 (監査) の基礎資料とされた。(fi)けが中央に報告され、六年ごとに行われる造籍の年に「計帳」=「計 間に本文校訂を行い、 が、本文と異筆である。それは 本文を写しとり、 けが中央に報告され、 受けることになっていた。 大宝二年筑前・豊前・豊後の戸籍には受田面積が記載され その後でこれと別の原本から受田額を写し、 その部分の国印を追加していった」 全面に国印を押した後、 六年ごとに行われる造籍の年に「計 通常の年は戸口統計や公課の集計目 帳は国に送られ、 「現存戸籍の作成は、 玉 本文の欠姓部 司 0 勘会 と一応推定さ 先ず原本より 7 その いる 録

戸籍用紙

正倉院宝物の紙の調査に従われた寿岳文章氏によると、大宝二年の戸籍用紙はいずれもコウゾによる溜漉のもので、美濃の戸籍用紙はいずれもコウゾによる溜漉のもので、美濃の戸籍用紙の戸籍は、黄色に染めた紙に書かれた黄籍であり、大宝二年の西海道のデ籍は、黄色に染めた紙に書かれた黄籍であり、大宝二年の西海道の新香の業を見出すことができる、といわれる。なお前述の中国の戸籍の黄籍の影響を見出すことができる、といわれの戸籍用紙はいずれもコウゾによる溜漉のもので、美濃の戸籍用紙の戸籍用紙の中国の戸籍の黄籍の影響を見出すことができる、といわれる。

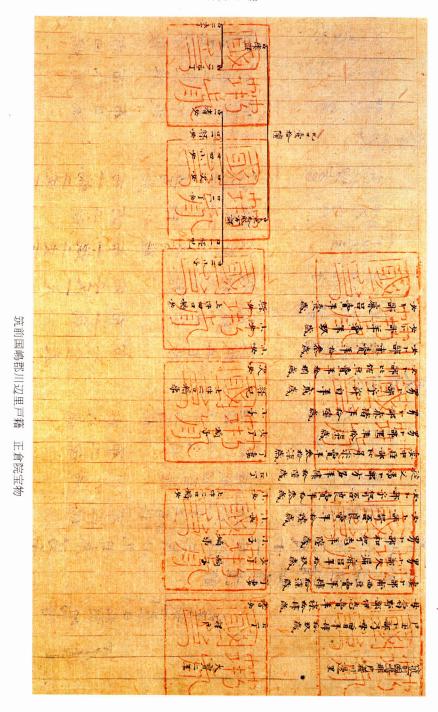
図-7 中国西魏戸籍と日本筑前戸籍の比較



原著は 大日本古文書巻之一 九七~九九頁原著は 大日本古文書巻之一 九七~九九頁

出所 「戸籍時報」371号14頁

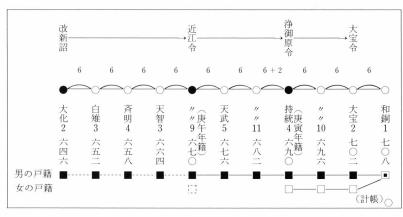
十四四



心會從文書日第四八章

十 五

図-8 古代戸籍制度の形成過程



出所:「戸籍時報」382号 21頁

> た戸籍が断簡にさ を経過して廃棄され

紙背文書として

国家機関で再利用さ

間=五比 (三〇年)

に定められた保存期

されたため戸籍が多 その後も大切に保存 書類や経典が作成さ たりして私的な重要 れたり払い下げられ も保存されたかとい 伝えられたのであ それらの 部が

一年後の大宝

二年の戸

籍によっ

て、

はじめて男女混合して記

が造られるようになるのは、

六年後の和銅

元年のことである。

がつくられるようになる。

戸

籍から租税原簿が分化して

重であったため、 奈良時代の日本で (b) た紙を用 よって黄 紙がまだ大変貴 なぜ現存したか 戸 であったが日 籍 は、 は 色 庶民 地域に こに染め たので 0 本 戸 あろうか…。 積の個所は本文と異筆とされているが、 参照され 掲げた。 たことも大きな理由の一つである。たためである。もちろん勅封の正倉 で紙背利用の実際がわかるような太宝二年の戸 存が不可欠となり、 以上、 主制が展開し、 この戸籍の釈文は一四頁図 古代戸籍は紙背が利用されたため現存したのである。

但

L

中

 \pm

戸

籍

日

本の場合、

中

国と異なり土地の私的所有を基軸として

そのため土

地

の所有を証明する文書

(公験)

封建制が消滅する明治維新まで大切に保管され

倉院に多数の戸

このことは拙著でもふれた。程院に多数の戸籍が保存されて

す

わかりにくいように思われる。

なお、

一三頁5、

の匈で述べたように戸籍の受田

面

この写真でそれがわかるで

―7の下図にあげておいたので

籍の一

例を一五頁に

そこ

き、 記載され、 なった庚午年籍では氏姓の確定をするため、 けを記載する戸籍でスタートしたが、 の古代戸籍でも同じである。 籍と計帳の二つに分化していくことがわかった。このことは 籍の源流を探り、 のであろうか…。 機能が単なる戸口調査台帳から租税台帳へと変化し、 わが国の古代戸籍は、 男子の戸籍 その後、 む の後に女子の戸 それを解明するため、 次に中国古代戸籍の変遷をみてきたところ、 再び男子だけの戸籍に戻ったが、 中国からどのように移入され、 すなわち当初は税の対象となる男子だ び **、籍を付け足す形で戸籍がつくられ、** 初の全国的規模での造籍と 本稿では、まず中国古代戸 はじめて女子が戸籍に 庚寅年籍 その後、 変容された わが のと 玉

十六

完成していくのである。律令制国家の基礎である戸籍制度は図-8に示すように段階をへて

(平成二年九月十一日受理

31 用

- 1 俊男…日本古代籍帳の研究 塙書房 四三~四五頁 一九七三年
- 2 - 二八三号 拙稿…続・戸籍制度と氏の変遷 第1報~第8報「戸籍時報」二七六号 日本加除出版 一九八一年四月~一一月
- 3 拙著…氏と戸籍の女性史 世界思想社 一九八八年
- 4 一九八七年 平田耿二…古代の戸籍□「戸籍時報」二四九号、日本加除出版 三五頁
- 平田耿二…前掲書 三六頁

5

- 6 平田耿二…古代の戸籍(三「戸籍時報」三五〇号 二三頁 九八七年
- 7 平田耿二…前掲書 二四頁
- 8 平田耿二…前掲書 平田耿二…前掲書 二七頁 二五頁~二六頁
- 11 10 平田耿二…前掲書 平田耿二…前掲書 二九頁
- 12 平田耿二…古代の戸籍四「戸籍時報」三五一号 二一頁 一九八七年
- 13 平田耿二…前掲書 二二頁
- 14 平田耿二…前掲書 二三頁
- 15 平田耿二…前掲書 二四頁
- 16 平田耿二…前掲書 二六頁
- 17 平田耿二…前掲書 二八頁
- 18 池田温…中国古代籍帳研究 三〇五頁
- 19 平田耿二…前掲書 二九頁
- 20 平田耿二…古代の戸籍田 三五二号 三〇頁

一九八七年

- 21 平田耿 三一頁
- 平田耿二…前掲書 三二頁
- 平田耿二…前掲書 三四頁

- 26 平田耿二…前掲書 三六頁

平田耿二…前掲書

- 27 28 平田耿二…古代の戸籍伍「戸籍時報」三五三号 平田耿二…前掲書 三九頁

一二頁一九八七年

- 30 29 平田耿二…前掲書 一五頁
- 平田耿二…前掲書 一六頁~
- 平田耿二…前掲書 一八頁
- 31
- 平田耿二…前掲書 一九頁
- 33 32 平田耿二…前掲書 二〇頁~
- 34 家族法論』所収 御茶の水書房 一三頁~一八頁 大塚勝美…敦煌発見戸籍残簡を通じてみた東晋 一九八五年 唐、宋時代の戸籍『中
- 35 平田耿二…古代の戸籍出「戸籍時報」三五四号 一八頁 一九八七年
- 36 平田耿二…古代の戸籍(八「戸籍時報」 三五五号 四七頁 一九八七年
- 38 37 平田耿二…古代の戸籍の「戸籍時報」三六七号 平田耿二…古代の戸籍は 「戸籍時報」三七〇号
- 39 平田耿二…前掲書 七頁
- 平田耿二…前掲書 九頁

40

- 平田耿二…前掲書 一〇頁
- 41 42 平田耿二…古代の戸籍尚「戸籍時報」三七二号 二三頁

一九八九年

頁数は省略 一九六七年 坂本太郎ほか校注…「日本書紀」下 日本古典文学大学大系68 岩波書店

43

- 44 平田耿二…前掲書 二四頁
- 部である紙が発見され、それは紀元前二○二~一五七年の時期と判定して いう見出し。一九八六年の古墓の発掘で、山脈、道路などを描いた地図の一 "蔡倫より二〇〇年前、最古の紙発見_{"中国・甘粛省の前漢の墓から、} 九八九年八月四日、 中日新聞記事 Ł
- 平田耿二…前掲書 二五頁
- 47 平田耿二…前掲書 二六頁
- 平田耿二…前掲書 二八頁

五頁 一九八八年 六頁 一九八八年

	入民	极 丁	
○ ○ 参 正 宮 考	66 65 64 63	62 61 60 59 5	58 57 56 55 54 53 52 51 50 49
○正倉院事務所…正倉院の紙(日本経済新聞社) 一九七○○宮内庁正倉院事務所…正倉院古文書影印集成一~四 一九八八~一九九○参考文献	平田耿二…古代の戸籍闫「戸籍時報」三八二号 二一頁出著…「氏と戸籍の女性史」六頁平田耿二…古代の戸籍()「戸籍時報」三四九号 三四頁寿岳文章…日本の紙 吉川弘文館 六五頁 一九六七年	二頁 一九七一年 一九七十日 一七十日 一七	平田耿二…古代の戸籍はが戸籍時報」三七一号 一三頁平田耿二…古代の戸籍は「戸籍時報」三七二号 三二頁平田耿二…古代の戸籍は「戸籍時報」三七二号 三二頁平田耿二…古代の戸籍は「戸籍時報」三七五号 三九頁 一九八九年平田耿二…前掲書 二四頁 平田耿二…前掲書 四六頁 平田耿二…前掲書 四六頁 平田耿二…前掲書 四六頁 平田耿二…前掲書 四六頁 平田耿二…前掲書 四六頁
		章 律令制下の戸籍(古代戸籍制度の完成す 世界の古代戸籍制度の完成す 世界の古代戸籍	平田耿二氏の"古代の戸籍"の構成は次のようである。 第一部 古代戸籍の源流を探る 序 章 はじめに 第一章 古代中国の戸籍制度 第二章 古代中国の戸籍制度 第二章 古代中国の戸籍制度 第二章 古代中国の戸籍制度 第二章 古代中国の戸籍制度の成立 第二章 わが国初の全国を対象とした造籍の実施 第三章 わが国初の全国を対象とした造籍の実施

十八

(九) (七) (二) (一) 戸籍 (出) (六) (出) (六) (出) (六) (出) (六) (出) (元) (出) (元) (出) (元) (

同 6 6 年 東 東 中